

札幌市公共交通協議会協議運賃部会設置規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、札幌市内における住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下、「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議及びその他連絡調整を行うため、札幌市公共交通協議会設置要綱（以下「協議会要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、札幌市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会として設置する組織及びその運営に関し、協議会要綱及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 本規程による部会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称は協議運賃部会とする。

2 協議運賃部会は、法第9条第4項に基づき運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置する。

（協議事項）

第3条 協議運賃部会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃等に関する事項（札幌市公共交通協議会地域公共交通会議地区別部会における協議事項を除く）
- (2) 協議運賃部会の運営方法その他協議運賃部会が必要と認める事項

（委員）

第4条 協議運賃部会の委員は、協議会要綱第8条第2項の規定に基づき、協議会会長からの指名を受けた者により構成する。ただし、第4号に該当する委員については、法第9条第4項第4号の規定に基づき、札幌市長からの指名を併せて受けた者とする。

- (1) 札幌市又は北海道の職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 北海道運輸局の職員
- (4) 関係住民の意見を代表する者

(部会長)

第5条 協議運賃部会の部会長は、協議会会長が指名する委員をもって充てる。

2 部会長は、協議運賃部会を代表し、会務を掌握する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議運賃部会の会議は、協議会要綱第7条の規定に準じ、運営を行うものとする。

2 書面による会議は、協議会要綱第7条第5項の規定に準じるもののほか、部会長が必要と認める場合も実施できるものとする。

3 協議運賃部会の会議は、公開しない。ただし、協議運賃部会が認めた場合は、公開することができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議運賃部会において協議が調った事項について、協議運賃部会の構成員である委員及び臨時委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議運賃部会の庶務は、札幌市まちづくり政策局において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議運賃部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年12月19日から施行する。